



2015年3月19日

各 位

不動産投資信託証券発行者
日本ロジスティクスファンド投資法人
代表者名 執行役員 川島 高之
(コード番号：8967)

資産運用会社
三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 高之
問い合わせ先 財務企画部シニアマネージャー 関口 亮太
TEL.03-3238-7171

資産運用会社による兼業業務の届出に関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、2015年3月19日に取締役会を開催し、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）に基づき、金融庁に対して以下の通り兼業業務の届出を行うことを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 届出日

2015年3月下旬（予定）

2. 届出の内容

金商法第35条第3項に基づき、同条第2項第4号に規定する、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業又は同条第1号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務（以下「本件兼業業務」といいます。）を開始する旨の届出を行います。

なお、本件兼業業務の顧客は、本投資法人の運用資産の所有者（主として不動産、不動産の賃借権及び地上権のみを信託する信託の受益権については信託受託者）とします。なお、本件兼業業務についての報酬は、資産運用報酬に含むものとします（本投資法人の運用資産の所有者から別途報酬を受領することはありません。）。

また、資産運用会社は、本件兼業業務の届出に伴い、金商法第31条第1項に基づき金融商品取引業の登録に係る変更届出を行います。また、同条第3項に基づき、資産運用会社の業務の内容及び方法を記載した業務内容方法書の変更届出を行います。



3. 届出の理由

本件兼業業務を行うことにより、本業である資産運用業務のより効率的な運用が可能となるため、上記届出を行うこととしました。

4. 今後の見通し

本件による本投資法人の運用状況への影響はなく、2015年7月期（第20期）及び2016年1月期（第21期）運用状況の予想に変更はありません。

以 上

※本投資法人のウェブサイト <http://8967.jp/>